

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	看護学研究科看護学専攻(修士課程)プライマリケア看護コース																
実施方法	通学(昼間)																
指定講座番号	2	0	1	0	0	2	5	—	2	2	1	0	0	1	1	-	9
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間					過去一年の講座実績	入講者数(5人)					修了者数(4人)					
	平成30年4月1日					令和7年3月31日まで											
訓練期間	24ヶ月					総訓練時間					1626.4時間						

1. 教育訓練目標

①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 () <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input checked="" type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム (保健) <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等 特定行為研修(10区分23行為)、NP(診療看護師)
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	佐久大学大学院
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	2年以上在学し、履修要件に従い59単位以上を修得し、かつ特定の課題についての研究成果の審議及び最終試験に合格すると課程修了と認定され、修士(看護学)の学位が授与される。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	保健医療福祉分野における高度医療の実践

2. 教育訓練の内容

教科(カリキュラム)	時間	使用教材名
別添の通り		

3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	医療機関において、常勤の看護職(准看護師は除く)として実務経験が5年
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	大学卒業と同等以上の学力
③その他	

[特記事項]

別添

2. 教育訓練の内容

		分類	教科(カリキュラム)	時間
総合分野	共通科目	必修	看護研究法	30時間
		必修	看護倫理	23.5時間
		必修	看護情報・分析	30時間
		選択必修	保健医療福祉政策・制度論	30時間
専門分野	看護学総合	選択必修	看護教育学特論	30時間
		選択必修	看護管理学特論	30時間
	プライマリケア看護学	選択必修	臨床病態生理学・疾病概論 (放送大学大学院単位互換科目)	69.2時間
		選択必修	臨床推論 (放送大学大学院単位互換科目)	28.1時間
		選択必修	フィジカルアセスメント特論-1 (放送大学大学院単位互換科目)	34.4時間
		選択必修	フィジカルアセスメント特論-2	15時間
		選択必修	臨床薬理学特論-1 (放送大学大学院単位互換科目)	43時間
		選択必修	臨床薬理学特論-2	15時間
		選択必修	医療安全・特定行為実践特論 (放送大学大学院単位互換科目)	33.4時間
		選択必修	特定行為共通科目統合演習 (放送大学大学院単位互換科目)	33.3時間
		選択必修	プライマリケア看護学特論Ⅰ (NPの役割と機能)	25.5時間
		選択必修	プライマリケア看護学特論Ⅱ (生涯発達とプライマリケア)	30時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅰ	29.5時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅱ	55時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅲ	55.5時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅳ	54時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅴ	45時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅵ	40.5時間
		選択必修	プライマリケア看護学演習Ⅶ	51.5時間
		選択必修	プライマリケア看護学実習Ⅰ	135時間
		選択必修	プライマリケア看護学実習Ⅱ	540時間
		研課特 究題定	選択必修	プライマリケア看護学特定課題研究
合 計				1626.4時間

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	3	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	3	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	3	人	受験率(③/②)	100	%
④ ③のうち合格者数	3	人	合格率(④/③)	100	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	3	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	3	人			
<p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p>					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	2	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	1			
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業	1	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 円滑な転職に役立つ		人		
	5 趣味・教養に役立つ		人		
	6 その他の効果		人		
	7 特に効果はない	1	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる		人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる		人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる		人		
	4 趣味・教養に役立つ		人		
	5 その他の効果	1	人		
	6 特に効果はない		人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	1	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない	1	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足		人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	1	人		
	3 どちらとも言えない		人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満		人		
<p>(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)</p>					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)	卒業単位を満たすこと				
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数					

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。